

岩村田高校 「学校いじめ防止基本方針」

いじめとは

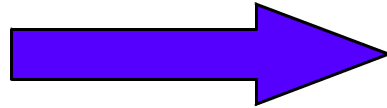
「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が**心身の苦痛を感じているもの**をいう。

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日）

岩高の教職員がもつべき「いじめ」の基本認識

- ① いじめは**本校の生徒にも、本校にも起こり得る**
- ② いじめは**本人がいじめと感じればそれはいじめである**
- ③ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方をしない
- ④ いじめは人権侵害であり、**決して許される行為ではない。**
- ⑤ いじめは大人には気づきにくい所で行われことが多く発見しにくい
- ⑥ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強盗等の**刑罰法規に抵触する**
- ⑦ いじめは教職員の**生徒観や指導のあり方が問われる**問題である
- ⑧ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている
- ⑨ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となり取り組むべき問題である。

「いじめ問題」にはどのような**特質**があるか？



いじめの特質を認識する

組織的に！

一人ひとりの教職員に求められること

学校全体で！

岩高の「いじめ」に対する取り組み

いじめの未然防止

いじめが起らない学校・学級づくり

いじめの早期発見

アンケートや教育相談の実施
アンテナを高く保つ

いじめへの迅速な対応

いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先する

ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険の理解

いじめ事案が発生したときの本校における体制

